

配食サービス費不支給事由（エラー事由）一覧

下記は、支給不能データ一覧に記載されるエラーコードの一覧になります。
ご確認いただき、再請求が必要な場合は再作成のうえで総括票に支給申請書を添付して次の申請時に申請してください。

	エラーコード	項目	エラー内容
様式	001	様式関係	本市の指定する様式を使用していない場合のエラーです。
	801		総括票のみしか提出されていない場合、または、本市の指定する様式の総括票を使用していない場合のエラーです。
総括票関連	201	保険者番号	記入がない、または、数字以外が記入されている場合のエラーです。
	202		桁数不足、または、一部に記入がない場合のエラーです。
	203		存在しない保険者番号が記入されている場合のエラーです。
	301	事業者番号	記入がない、または、数字以外が記入されている場合のエラーです。
	302		桁数不足、または、一部に記入がない場合のエラーです。
	303		存在しない事業者番号が記入されている場合のエラーです。
	401	提供年月	記入がない、または、数字以外が記入されている場合のエラーです。
	402		桁数不足、または、一部に記入がない場合のエラーです。
	403		カレンダーにない年月が記入されている場合のエラーです。
	406		審査支払月以降の年月が記入されている場合のエラーです。
	407		事業者指定月よりも前の年月が記入されている場合のエラーです。
	408		事業を休・廃止した月よりも後の年月が記入されている場合のエラーです。
申請書関連	501	被保険者番号	記入がない、または、数字以外が記入されている場合のエラーです。
	502		桁数不足、または、一部に記入がない場合のエラーです。
	503		存在しない被保険者番号が記入されている、または、いずれの事業者からも利用開始申請書が名古屋市に提出されていない場合のエラーです。
	504		配食サービス費を請求した事業者から、利用開始申請書が名古屋市に提出されていない場合のエラーです。

注意点：

以下の場合、配食サービス区分が不明のため、「自立支援型」の区分で総括票・支給申請書が提出された場合であっても、「生活援助型」のエラーとして出力される場合がありますが、再請求にあたっては、必ず利用者の被保険者証を確認し、（必要に応じて、配食サービス利用開始申請書を提出のうえ）正しい配食サービス区分で請求をしてください。

- ・総括票関連のエラーの場合
 - ・被保険者番号に不備がある場合
 - ・利用契約期間外（利用開始日より前）の配食サービス費の請求を行った場合
 - ・配食サービス利用開始申請書が提出されていない場合
- （要介護等更新申請（区分変更申請含む）の結果、配食サービス区分が変更（生活援助型⇔自立支援型）になっている場合を含む）

	エラーコード	項目	エラー内容
申請書関連	514	要介護認定等	配食サービスを提供した月が、要介護等認定申請中（更新、区分変更申請含む）、または認定（要介護・要支援・事業対象者）期間外の場合のエラーです。認定申請中の場合は、認定結果が確認できてから請求してください。認定後に、配食サービス区分が変更になる場合は（生活援助型⇔自立支援型）、 <u>再度、変更後の配食サービス区分で利用開始申請書の提出が必要です。</u>
	521	給付率	記入がない、または、数字以外が記入されている場合のエラーです。
	522		桁数不足、または、一部に記入がない場合のエラーです。
	523		利用者の給付割合に誤りがある場合のエラーです。介護保険負担割合証を確認し、正しい給付割合を記入して下さい。
	601	<配食サービス実績> 提供年月	記入がない、または、数字以外が記入されている場合のエラーです。
	602		桁数不足、または、一部に記入がない場合のエラーです。
	603		総括票に記入されている提供年月と異なる場合のエラーです。
	604		利用契約期間外（利用開始日の前月以前、または利用終了日の翌月以降）の請求がされた場合のエラーであり、以下が考えられます。 ・提出された利用開始申請書の「利用開始日」より前の月の配食サービス費が請求されている ・要介護等更新申請などで、配食サービス区分（生活援助型⇔自立支援型）が変更になっている → <u>再度、変更後の配食サービス区分で利用開始申請書の提出が必要です</u> ・別の配食サービス事業所の利用を開始している ・要介護等更新申請などの結果、認定非該当になっている
	605		配食サービス制度実施よりも前の年月が記入されている場合のエラーです。
	606		すでに時効となった配食サービス費の請求を行った場合のエラーです。
	611		記入がない、または、数字以外が記入されている場合のエラーです。
	612		“1”以外が記入されている場合のエラーです。
	613		カレンダーにない日付に利用実績“1”が記入されている場合のエラーです。
	614		利用契約期間外（利用開始日よりも前）の配食サービス費の請求を行った場合のエラーです。名古屋市に提出された利用開始申請書の「利用開始日」よりも前の日付で請求されています。
	615	<配食サービス実績> 利用実績	利用契約期間外（利用終了日よりも後）の配食サービス費の請求を行った場合のエラーであり、以下が考えられます。 ・市外転出・死亡などにより資格を喪失している ・区分変更申請などにより、月途中で配食サービス区分が変更になっている ・月途中の住所変更などにより、別の配食サービス事業所の利用を開始している
	616	<配食サービス実績> 利用日数（利用実績の合計）	重複して配食サービス費の請求がある場合のエラーです（同一利用者・同一サービス提供年月で、生活援助型と自立支援型の両方の区分で配食サービス費を重複して請求した場合等を含む）。
	617		既に支給実績のある日に対して利用実績の記入があった場合のエラーです。
	621		記入がない、または、数字以外が記入されている場合のエラーです。
	622		桁数不足、または、一部に記入がない場合のエラーです。
	623		“0”が記入されている場合のエラーです。
	624		利用実績の合計（利用実績欄の“1”の記入数）と合わない場合のエラーです。
	631	<支給申請欄> 支給申請額	記入がない、または、数字以外が記入されている場合のエラーです。
	632		桁数不足、または、一部に記入がない場合のエラーです。
	633		「支給申請額」に“0”円が記入されている場合のエラーです。
	634		「支給申請額」が200円×給付割合×利用日数と一致しない場合のエラーです。
	701	取下申請書	支給実績がない利用年月の取下げです。
	702		支給実績がない利用日の取下げです。